



民法232条の沿革：
イタリア法を継受したわが民法規定
(山谷恵俊教授還暦記念号)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 俊之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001630

民法232条の沿革

——イタリア法を継受したわが民法規定——

大 島 俊 之

目 次

- I はじめに
- II フランス民法
 - 1 フランス民法658条
 - (1) 1960年改正前
 - (2) 1960年改正後
 - 2 フランス民法659条
 - 3 フランス民法660条
 - (1) 1960年改正前
 - (2) 1960年改正後
- III イタリア旧民法
 - 1 イタリア旧民法553条
 - 2 イタリア旧民法554条
 - 3 イタリア旧民法555条
- IV ボアソナード草案
 - 1 ボアソナード草案276条3項の規定
 - 2 ボアソナード草案276条の起草理由
- V わが旧民法
- VI 法典調査会における議論
 - 1 法典調査会に提出された原案
 - 2 原案232条について
 - (1) 梅謙次郎の説明
 - (2) 奥田義人の修正案
 - (3) 箕作麟祥の修正案
 - (4) 可決された案
 - 3 原案233条について
 - (1) 梅謙次郎の説明
 - (2) 高木豊三の削除説
 - (3) 金子堅太郎の質問
 - (4) 可決された案

- VII わが現行民法
- VIII イタリア現行民法
- IX おわりに

I はじめに

本稿は、わが国の民法 232 条の沿革について論じるものである。民法 232 条は、次のように規定している。

わが現行民法232条 前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得

このように、この232条は、その前の231条とワン・セットの規定となっている。そこで、231条も合わせて論じなければならない。民法231条は、次のように規定している。

わが現行民法 231 条 ①相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得但
其牆壁カ此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ工作ヲ加ヘ又ハ其牆壁ヲ改築スル
コトヲ要ス

②前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ為シタル者ノ専
有ニ属ス

これらの規定のうち、232条は、イタリア旧民法に由来する。これに対して、231条は、フランス民法に由来するものである（ただし、同条2項は、ボアソナード草案に由来する）。

II フランス民法

1 フランス民法658条

(1) 1960年改正前

フランス民法 658 条は、かつて次のような規定であった。これが、わが民法の起源となった規定である。

フランス民法658条（1960年改正前） すべての共有者は、共有の牆壁の高さを増すことができる。ただし、高さを増す費用、及び共有の牆壁の高さを増した部分の維持・修理のための費用は、高さを増した者のみが、負担しなければならない。さらに、高さを増したことによる隣人の負担について、価額の割合に応じて、賠償しなければならない。（*Tout copropriétaire peut faire*

exhausser le mur mitoyen; mais il doit payer seul la dépense de l'exhaussement, les réparations d'entretien au-dessus de la hauteur de la clôture commune, et en outre l'indemnité de la charge en raison de l'exhaussement et suivant la valeur.)

わが民法231条1項本文の起源は、このフランス民法658条の翻訳の第1文である。このフランス民法658条の翻訳の分3文中には、やや意味の解りにくい部分があるが、無視しておこう（翻訳の第3文は、1960年に改正されている）。

(2) 1960年改正後

1960年5月17日の法律第60—464号によって、フランス民法658条の翻訳の第3文が改正された。その結果、658条は次のようになった（これが現在の規定である。）

フランス民法658条（1960年改正後）すべての共有者は、共有の牆壁の高さを増すことができる。ただし、高さを増す費用、及び共有の牆壁の高さを増した部分の維持・修理のための費用は、高さを増した者のみが、負担しなければならない。さらに、高さを増したことによって共有部分の維持費が増加した場合には、その増加部分を、単独で負担しなければならない。高さを増したことによって隣人が出費したすべての費用を償還しなければならない。（*Tout copropriétaire peut faire exhausser le mur mitoyen; mais il doit payer seul la dépense de l'exhaussement et les réparations d'entretien au-dessus de la hauteur de la clôture commune; il doit en outre payer seul les frais d'entretien de la partie commune du mur dus à l'exhaussement et rembourser au propriétaire voisin toutes les dépenses rendues nécessaires à ce dernier par l'exhaussement.*）

なお、ベルギー民法658条は、現在もなお、1960年改正前のフランスの規定と同様である。

2 フランス民法659条

次に、フランス民法659条の規定を紹介する。この規定は、その制定以来、現在まで一度も改正されていない。

フランス民法659条 共有の牆壁が高さを増すことに耐えられない状態になる場合には、高さを増すことを望む者は、自費をもって全部の改築をしなければ

ならない。厚さの増加部分は、自己の側に建てなければならない。(Si le mur mitoyen n'est pas en état de supporter l'exhaussement, celui qui veut l'exhausser doit le faire reconstruire en entier à ses frais, et l'excédent d'épaisseur doit se prendre de son côté.)

わが民法231条1項但書の起源は、このフランス民法659条である。

3 フランス民法660条

(1) 1960年改正前

フランス民法660条は、かつて次のような規定であった。

フランス民法660条(1960年改正前) 高さを増すことに協力しなかった隣人は、それに要した費用の半分、及び厚さを増やした場合には、それに要した土地の半分の費用を支払って、増加した部分の共有権を取得することができる。(Le voisin qui n'a pas contribué à l'exhaussement, peut en acquérir la mitoyenneté en payant la moitié de la dépense qu'il a coûtée, et la valeur de la moitié du sol fourni pour l'excédent d'épaisseur, s'il y en a.)

この規定は、わが現行民法 231 条 2 項と関連する規定ではあるが、その起源とは言えないであろう(わが現行民法 231 条 2 項の直接的な起源は、ボアソナード草案にある)。

(2) 1960年改正後

1960年5月17日の法律第60—464号によって、フランス民法660条の2文が追加された。その結果、660条は次のようになった(これが現在の規定である)。

フランス民法660条(1960年改正後) 高さを増すことに協力しなかった隣人は、それに要した費用の半分、及び厚さを増やした場合には、それに要した土地の半分の費用を支払って、増加した部分の共有権を取得することができる。高さを増すのに要した費用は、牆壁の増加部分の状態を考慮して、取得日において算定する。(Le voisin qui n'a pas contribué à l'exhaussement peut en acquérir la mitoyenneté en payant la moitié de la dépense qu'il a coûté et la valeur de la moitié du sol fourni pour l'excédent d'épaisseur, s'il y en a. La dépense que l'exhaussement a coûté est estimée à la date de l'acquisition, compte tenu de l'état dans lequel se trouve

la partie exhaussee du mur.)

なお、ベルギー民法 660 条は、現在もなお、1960年改正前のフランスの規定と同様である。

以上、フランス民法の規定を見てきたが、わが現行民法 232 条の起源と考えられるような規定はなかった（フランス民法 658 条の最後の部分は、わが現行民法 232 条と関連する規定ではある）。そこで、次にイタリア法について見てみよう。

Ⅲ イタリア旧民法⁽¹⁾

1 イタリア旧民法 553 条

まず、最初に、イタリア旧民法 553 条の規定を紹介する。

イタリア旧民法 553 条、各共有者は、共有の牆壁の高さを増すことができる。ただし、高さを増す費用、及び共有の牆壁の高さを増した部分、高さを増したことによって増加した重量を支えるために必要となった工作物、共有の牆壁を強固にした工作物の維持・修理のための費用は、高さを増した者のみが負担しなければならない。共有の牆壁を強固にした部分についても同様とする。（Ogni comproprietario può alzare il muro comune, ma sono a suo carico le spese dell' alzamento, le riparazioni pel mantenimento dell' alzata superiore al muro comune e le opere occorrenti per sostenere il maggior peso derivante dall' alzamento, in modo che il muro riesca egualmente solido.）

この規定が、フランス民法 658 条に由来することは一目瞭然であろう。

2 イタリア旧民法 554 条

次に、イタリア旧民法 554 条の規定を紹介する。

イタリア旧民法 554 条 ① 共有の牆壁が高さを増すことに耐えられない状態にある場合には、高さを増すことを望む者は、自費をもって全部の改築をしな

(1) イタリア旧民法というのは、イタリア王国成立後、1865年に公布され、1866年1月1日から施行された民法を意味する。イタリアにおいては、一般に、「1865年民法」と呼ばれているものである。イタリアの民法の沿革については、大島俊之「イタリア民法典成立史の素描」大阪府立大学経済研究26巻3-4号143頁以下参照。

なければならない。厚さの増加部分は、自己の側に建てなければならない。(Se il muro comune non è atto a sostenere l'alzamento, chi vuole alzare è tenuto a farlo ricostruire per intero a sue spese sul proprio suolo quanto alla maggiore grossezza.)

②前項の場合、および前条の場合において、高さを増したこと又は新しく建築したことによって、隣人が損害を受けたときは、一時的なものであっても、それを賠償すべき義務を負う。(In questo caso e in quello espresso nel precedente articolo egli è inoltre tenuto a risarcire il vicino dei danni, che pel fatto anche temporaneo dell'alzamento o della nuova costruzione avesse a soffrire.)

このイタリア旧民法554条1項の規定は、フランス民法659条の規定に由来することは一目瞭然であろう。注目すべきは、このイタリア旧民法554条の2項である。この規定こそ、わが現行民法232条の起源となった規定なのである。

3 イタリア旧民法555条

最後に、イタリア旧民法555条の規定を紹介する。

イタリア旧民法555条 高さを増すことに協力しなかった隣人は、それに要した費用の半分、及び厚さを増やした場合には、それに要した土地の半分の費用を支払って、増加した部分の共有権を取得することができる。(Il vicino che non ha contribuito all'alzamento, può acquistarne la comunione, pagando la metà di quanto ha costato e il valore della metà del suolo che fosse stato occupato per l'eccedente grossezza.)

このイタリア旧民法555条の規定が、フランス民法660条の規定に由来することは、一目瞭然であろう。

IV ボアソナード草案

1 ボアソナード草案276条3項の規定

ボアソナードは、上に紹介したフランス民法の658条から660条までの規定を参照して、草案276条3項を起草した。まず、ボアソナード草案276条3項の規定を紹介する。

ボアソナード草案276条3項 共有者は、共有者は、共有の牆壁の高さを増す

ことができる。ただし、その牆壁が堅牢であって、それに耐えることができる場合、又は自費をもって堅牢にする工事をしたときに限る。この場合において、その高さを増した部分は、共有とはならない。〔フランス民法 658 条、652 条〕(Tout co-proprétaire peut aussi exhausser le mur mitoyen, si la solidité du mur le permet, ou en faisant à ses frais les travaux confortation; dans ce cas, la partie exhauscée n'est pas mitoyenne. [658, 652])

このように、フランス民法658条の翻訳の1文が、ボアソナード草案276条3項の翻訳の1文に承継されている。そして、フランス民法659条の翻訳の1文が、ボアソナード草案276条3項の翻訳の2文に承継されている。ボアソナード草案276条3項の翻訳の3文の起源は、問題である。この部分は、増築部分の所有関係について規定しているという点では、フランス民法660条と関連するものではあるが、ボアソナードの独創と考えるべきであろう。

2 ボアソナード草案276条の起草理由

ボアソナードは、草案276条について、次のように述べている。⁽²⁾ 本稿に関連する部分は、第3項のみであるが、276条は、全部で4つの項からできている。以下では、276条の起草理由の全部を紹介する。

第1項において、以下の項に適用されるべき原則について規定している。⁽³⁾

1つの原則から敷衍することができる準則について〔第2項から第4項において〕規定することの有用性については、疑問が生じるかもしれない。なぜなら、そのようなことは、普通、判例の任務であるからである。しかし、このような規定は、フランス民法においても(657条～659条、662条および675条)、イタリア民法(551条～554条、557条、558条および583条)においても、規定されている。本条の規定する4つの項は、1つの原則からの単なる敷衍ではない。裁判所が補充しえないような規範をも含んでいる。したがって、明示的に規定しておく必要があるだろう。

(2) Boissonade, *Projet de Code Civil pour l'Empire du Japon*, 2 éd., vol. 1. p. 495.

(3) ボアソナード草案の276条1項の規定は、次のような規定であった。「共有の場合には、相隣者は、境界部分をその性質及び目的にしたがって使用することができる。ただし、その堅牢さを傷つけてはならない」。

しかし、イタリア民法のように、「隣人は、土又は肥料の固まりを、共有の牆壁に、もたせかけることができない。なぜなら、その圧力又は湿気によって、共有の牆壁が劣化するからである⁽⁴⁾」というような規定を置く必要はないであろう。これは、本条1項の原則から、導き出すことができるからである。

本条の4つの項は、それぞれに、細部に至るまで意味が明確であり、特段の説明を必要とはしないであろう。

276条についてのボアソナードの説明は、これですべてである。

以上、ボアソナード草案について見てきたが、わが現行民法232条の起源に相当する規定はなかった。

V わが旧民法

わが旧民法財産編255条3項は、ボアソナード草案276条3項にならない、次のように規定していた。

わが旧民法財産編255条3項 互有者ハ互有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得但其牆壁ノ堅牢此ニ耐フルトキ又ハ自費ニテ工事ヲ加ヘ若クハ改築ヲ為シテ堅牢ナラシムルトキニ限ル此場合ニ於テ其高サヲ増シタル部分ハ互有ニ非ス

この規定が、上に紹介したボアソナード草案276条3項のフランス語文を翻訳したものであることは一目瞭然であろう。

VI 法典調査会における議論

1 法典調査会に提出された原案

明治27年6月29日に法典調査会に提出された原案は、次のとおりであった。⁽⁵⁾

(4) ボアソナードは、フランス語訳で、イタリア旧民法を引用している。この部分は、フランス語文を翻訳したものであるが、イタリア旧民法558条であろうと思われる。イタリア旧民法558条は、そのイタリア語文から翻訳すれば、次のような規定であった。「各共有者は、共有の牆壁に対して、肥料、木材、土、その他の物を、もたせかけることができない。その湿気、圧力、その他によって、牆壁を傷つけないために必要な手段を取った場合は、この限りでない」。

(5) 『法典調査会民法議事速記録』(商事法務研究会版) 1巻945頁下段、947頁上段。以下では、この速記録については、ページ数だけを示して引用する。

原案232条 ①相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得但其牆壁カ此工事ニ耐ヘ又ハ之ニ耐ヘシムル為自費ヲ以テ工事ヲ加ヘ若クハ其牆壁ヲ改築スルコトヲ要ス

②前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ為シタル者ノ專有ニ屬ス

原案233条 前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得

2 原案232条について

(1) 梅謙次郎の説明

梅謙次郎は、原案の232条について、次のように説明している。⁽⁶⁾

「此第二百三十二条ハ既成法典財産編第二百五十五条ノ第三項ヲ採ツタノデアリマス、是レハ意味ニ於テ別ニ変ハル所ハアリマセヌ、只文字ノ修正デアリマスカラ別段説明ヲイタシマセヌ」

梅謙次郎の説明は、これですべてである。法典調査会では、1項但書の表現に関して、議論が行われた。

(2) 奥田義人の修正案

奥田義人が、次のような修正案を提出した。⁽⁷⁾「私ハ『此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ』ト直チニ云ツテ少シモ差支ナイト思ヒマス」。この修正案が可決された。

(3) 箕作麟祥の修正案

牆作麟祥は、次のような修正案を提出した。⁽⁸⁾「此第一項ノ末ノ方ニ『工事ヲ加ヘ』ト云フコトガアリマスガ是レハ『工作ヲ加ヘ』トシテハドウデセウカ」。この修正案も、可決された。

(4) 可決された案

このように、奥田義人および牆作麟祥の修正案が可決された結果、232条は、次のように修正されたことになる。

可決案232条 ①相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得但其牆壁

(6) 946頁上段。

(7) 946頁下段。

(8) 946頁下段。

カ此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ工作ヲ加ヘ若クハ其牆壁ヲ改築スルコトヲ要ス

②前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ為シタル者ノ専有ニ屬ス

3 原案233条について

(1) 梅謙次郎の説明

梅謙次郎は、原案の233条について、次のように説明している。⁽⁹⁾

「是レハ既成法典ニハ欠ケテ居リマシタガ伊太利，西班牙，白耳義ノ草案等ニ倣ツテ設ケマシタガ殆ド言フヲ待タヌ当然ノコトニハ相違アリマセヌ，併シ前ノ箇条ニ於テ高サヲ増ス権利ヲ与ヘマシタカラ若シ此規定ガナイト夫レガ為メニ隣人ガ損害ヲ生ジタ場合ニモ償金ヲ払フコトヲ要セヌト云フ恐レガアリマスカラ夫レデ此一箇条ヲ設ケマシタノデアリマス」。

梅謙次郎の説明は、これですべてである。参照として、「伊五五四，二項，西五七七，一項，白草六八三，三項」と記されている。

これによって、原案233条がイタリア旧民法554条2項を継受したことは確かであるが、スペイン民法577条1項およびベルギー草案683条3項も参照している。したがって、この規定はイタリア法のみを継受した規定であるとはいえない。残念ながら、筆者は、スペイン民法577条1項およびベルギー草案683条3項の規定を見ることができなかった。

法典調査会においては、次のような議論がなされた。

(2) 高木豊三の削除説

高木豊三は、原案233条の削除を主張した。⁽¹⁰⁾「私ハ此二百三十三条ヲ削除ノ説ヲ出シマス，御説明ノ如ク概成法典ニハナイ，既成法典ニナイカラ削ルト云フノデアリマセヌガ是レハ殊更ニ置ク必要ハナイト思フ，……本条ノ如ク『隣人カ損害ヲ受フタルトキハ』ト云フ其損害位デハアルマイト思フ，無論是レハ当然ノコトデアリマスカラ削除説ヲ提出イタシマス」。

これに対して、梅謙次郎は、次のように反論した。⁽¹¹⁾「是レハ余程考ヘテ加ヘ

(9) 947頁上段。

(10) 947頁下段。

(11) 947頁下段以下。

タノデアリマスカラ只無暗ニ削ラレテハ困リマス……成程過失デ物ヲ壊ハシタトカ云フ場合ナラバ高木君ノ言ハレル通りデアリマスガ、此場合ハ然ウデナクシテ此工事ヲスル為メニ損害ヲ隣人ニ加ヘルト云フ場合デアツテ例ヘバ其工事ヲ加ヘル為メニ壁杯デアリマスト場合ニ依テ隣ノ家ヘ這入テ壁ノアル室ヘ這入テ其使用ヲ妨ゲ向フニアル所有物ヲ汚損スルコトハ免カレヌノデ然ウ云フ様ナコトハ権利上ノコトデアルガ併シ隣人ガ損害ヲ受ケタノデアルカラ黙ツテ居ツテモ此規定通りニ償金ヲ払ハセルト云フ訳ニハイカナイ、……当然ノ様ナ規定デハアルガ併シ斯ウ云フ規定ガナケレバ償金ヲ請求スルコトハ出来マセヌカラドウカ此条ハ存シ置カレンコトヲ希望イタシマス」。

採決の結果、削除説は否決された。

(3) 金子堅太郎の質問

金子堅太郎が、次のような質問をした。⁽¹²⁾「一寸起草委員ニ伺ヒマスガ『前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ』ト云フノハ牆壁ガ高クナツタ為メニ相隣者ガ共有シテ居ル部分ニ損害ヲ受ケタトキト云フノデアリマスカ、又高クツタ為メニ夫レガ共有物ニ非ザルモノニ損害ヲ与ヘタトキデアリマスカ如何デセウカ」。

梅謙次郎は、「両方含ミマス」と答えている。⁽¹³⁾

(4) 可決された案

原案 233 条は、なんら修正されなかった。したがって、可決された案は、原案どおりである。

可決案 233 条 前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得

VII わが現行民法

わが現行民法 231 条および 232 条は、次のような規定である。形式的には、法典調査会で可決された案と条文番号が 1 つずれているが、その点を除けば、内容的には、法典調査会で可決された案と一言一句同じである。

(12) 948 頁上段。

(13) 948 頁上段。

わが現行民法法231条 ①相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得但共牆壁カ此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ工作ヲ加ヘ又ハ其牆壁ヲ改築スルコトヲ要ス

②前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ為シタル者ノ專有ニ屬ス

わが現行民法232条 前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得

VIII イタリア現行民法

イタリア旧民法553条, 554条および555条の規定は, イタリア現行民法では885条にまとめられているが, 大幅な修正が施されている。イタリア現行民法885条は, 次のような規定である。

イタリア現行民法885条 ①各共有者は, 共有の牆壁の高さを増すことができる。ただし, 増築された部分の建築及び保存の一切の費用は, 高さを増した者が負担しなければならない。また, 隣人は, 第874条の規定に従い, この部分を共有とすることができる。(Ogni comproprietario può alzare il muro comune, ma sono a suo carico tutte le spese di costruzione e conservazione della parte sopraedificata. Anche questa può dal vicino essere resa comune a noma dell'articolo 874.)

②牆壁が高さを増すことに耐えられない状態にある場合には, 増築する者は, 自費をもって改築又は補強をしなければならない。牆壁の厚さを増す必要がある場合には, 厚さの増加部分は, 技術的に隣人の土地の建てざるを得ないときを除き, 自己の土地の上に建てなければならない。これらいずれの場合においても, 改築された牆壁又は増幅された牆壁は, 共有として留まり, 工事の実施によって生じたあらゆる損害について隣人に賠償しなければならない。第2の場合においては, 隣人は, 増幅のために占拠された自己の土地の半分の価額を請求する権利を有する。(Se il muro non è atto a sostenere la sopraedificazione, colui che l'esegue è tenuto a ricostruirlo o a rinforzarlo a sue spese. Per il maggiore spessore che sia necessario, il muro deve essere costruito sul suolo proprio, salvo che esigenze tecniche

impongano di costruirlo su quello del vicino. In entrambi i casi il muro ricostruito o ingrossato resta di proprietà comune, e il vicino deve essere indennizzato di ogni danno prodotto dall'esecuzione delle opere. Nel secondo caso il vicino ha diritto di conseguire anche il valore della metà del suolo occupato per il maggiore spessore.)

③隣人が牆壁の高さを増した部分の共有権を取得しようとする場合には、その価額を計算する際に、改築又は補強のために要した費用をも算入する。(Qualora il vicino voglia acquistare la comunione della parte sopraelevata del muro, si tiene conto, nel calcolare il valore di questa, anche delle spese occorse per la ricostruzione o per il rafforzamento.)

このように、イタリア旧民法553条は、現行民法885条の1項に承継されている。また旧民法554条は、かなりの修正を経て、現行民法885条の2項に承継されている。さらに旧民法555条も、かなりの修正を経て、現行民法885条の3項に承継されている。

IX おわりに

本稿において明らかとなった民法231条および232条の沿革、および該当するイタリア現行民法規定との対応関係を示しておこう（なお、ボアソナード草案およびフランス民法において、第○文という場合には、拙訳によって数えたものであり、フランス語原文によって数えたものではない）。

わが現行民法	231条 1 項本文	231条 1 項但書	231条 2 項	232条
	↑	↑	↑	↑
わが旧民法	255条 3 項	255条 3 項	255条 3 項	
財産編	1 文	2 文	3 文	
	↑	↑	↑	
ポアソナード	276条 3 項	276条 3 項	276条 3 項	
草案	1 文	2 文	3 文	
	↑	↑		
フランス民法	658条 1 文	659条 1 文	660条	
	↓	↓	↓	
イタリア旧民法	553条	554条 1 項	555条	554条 2 項
	↓	↓	↓	↓
イタリア	885条 1 項	885条 2 項	885条 3 項	885条 2 項
現行民法				

今回取り上げた民法232条は、イタリア旧民法に由来するものである（ただし、スペイン民法およびベルギー草案をも参照している）。このような沿革は、わが国においては、まったく知られていない。⁽¹⁴⁾ 本稿によって、民法232条の沿革に関する知識が広まることを期待したい。

(14) 例えば、注釈民法(7)261頁(野村好弘教授担当部分)には、イタリア法が母法であることについての記述はなく、参照すべき外国法は挙げられていない。